

市第 125 号議案

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部改正

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「並びに第16条」を「、第16条並びに附則第3項」に改める。

第6条中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同条ただし書中「除く。」の次に「以下この条及び」を加え、同条第2号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条の小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるものの施設（第24条の家庭的保育事業者が第22条の家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第3項ただし書中「第35条第2項及び附則第6項において

」を「以下」に改める。

第24条、第31条、第33条、第37条及び第42条中「次条、第26条及び附則第3項において」を「以下」に改める。

第46条中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

第47条及び第49条中「次条、第26条及び附則第3項において」を「以下」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。附則第4項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設等が、施行日以後に家庭的保育事業（第22条の家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た場合においては、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福

社施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~）

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項、第16条並びに附則第3項において同じ。）には、法に定めるそれぞれに第16条並びに第16条それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（第2項から第6項まで省略）

（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第5項に附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家

庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この条及び第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（第1号省略）

- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。

（第3号省略）

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条の小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行

う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

（食事の提供の特例）

第16条 （第1項省略）

- 2 搬入施設は、次に掲げる施設とする。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるものの施設（第24条の家庭的保育事業者が第22条の家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（職員）

第23条 （第1項及び第2項省略）

- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するも

のをいう。以下第35条第2項及び附則第6項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者 (以下次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(準用)

第31条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者 (以下次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者 (第31条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者 (A型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者 (A型)」とする。

(準用)

第33条 第24条から第26条まで、第29条及び第30条第4項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者 (以下次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者 (第33条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者 (B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者 (B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」

とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「保育士」とあるのは「同項の保育従事者」とする。

(準用)

第37条 第24条から第26条まで及び第30条第4項の規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第37条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「保育士」とあるのは「家庭的保育者」とする。

(準用)

第42条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下次条、第26条及び附則第3項において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項 (ただし書及び第3号を除く。第6条) の規定にかかわらず、同項第1号 及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第 47 条 第 24 条 から 第 26 条 までの 規定 は、 保育 所 型 事業 所 内 保育 事業 について 準用 する。 この 場合 において、 第 24 条 中 「 家庭的 保育 事業 を 行う 者 (以下 次条、第26条及び附則第3項において 「 家庭的 保育 事業者 」 という。) 」 と ある の は 「 保育 所 型 事業 所 内 保育 事業 を 行う 者 (第 47 条 において 読み 替えて 準用 する 次条 及び 第 26 条 において 「 保育 所 型 事業 所 内 保育 事業者 」 という。) 」 と、 第 25 条 及び 第 26 条 中 「 家庭的 保育 事業者 」 と ある の は 「 保育 所 型 事業 所 内 保育 事業者 」 と する。

(準用)

第 49 条 第 24 条 から 第 26 条 まで 及び 第 29 条 の 規定 は、 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業 について 準用 する。 この 場合 において、 第 24 条 中 「 家庭的 保育 事業 を 行う 者 (以下 次条、第26条及び附則第3項において 「 家庭的 保育 事業者 」 という。) 」 と ある の は 「 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業 を 行う 者 (第 49 条 において 読み 替えて 準用 する 次条 及び 第 26 条 において 「 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業者 」 という。) 」 と、 第 25 条 及び 第 26 条 中 「 家庭的 保育 事業者 」 と ある の は 「 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業者 」 と、 第 29 条 中 「 小 規模 保育 事業 所 A 型 」 と ある の は 「 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業 所 」 と、 同 条 第 1 号 中 「 調理 設備 」 と ある の は 「 調理 設備 (当該 小 規模 型 事業 所 内 保育 事業 所 を 設置 し、 及び 管理 する 事業 主 が 事業 場 に 附属 して 設置 する 炊 事 場 を 含む。 第 4 号 及び 第 9 号 において 同様。) 」 と する。

附 則

(第 1 項 省略)

(食事 の 提供 の 経過 措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（以下「施設等」という。）が、施行日以後に法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型に係る部分に限る。）、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第6号、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第5号並びに第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設等が、施行日以後に家庭的保育事業（第22条の家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た場合においては、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

$\frac{4}{3}$ 家庭的保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、

子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項（ただし書、第1号及び第3号を除く。）の第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項第2号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

$\frac{5}{4}$ 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

（家庭的保育事業に関する経過措置）

$\frac{6}{5}$ （本文省略）

（保育従事者に関する経過措置）

$\frac{7}{6}$ （本文省略）